

岐阜県産業廃棄物処理動向調査業務委託に関する一般競争入札公告

「岐阜県産業廃棄物処理動向調査業務委託」について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和6年5月7日

岐阜県知事 古田 肇

本調達には、資料提出及び入札を電子手続（ICカードが必要です。）で行う案件です。なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
岐阜県産業廃棄物処理動向調査業務委託
- (2) 委託業務の概要
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約の日から令和7年3月21日まで
- (4) 履行場所
入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- (3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 平成22年度以降、都道府県から「産業廃棄物排出・処理実態調査指針（改訂版）」（平成22年4月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に準拠した調査方法に基づく同種の調査に係る業務を委託し、かつ完了した実績を有する者であること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
住所 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
部署 岐阜県環境生活部廃棄物対策課産業廃棄物係
電話 058-272-8217（直通）
FAX 058-278-2607
E-mail c11225@pref.gifu.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
ア 交付期間
令和6年5月7日（火）から令和6年5月13日（月）までの毎日（県の機関の休日を除く。）
午前6時から午後11時まで
イ 交付場所
岐阜県電子調達システム（入札情報公開システム）に掲載する。
- (3) 競争入札参加資格の確認
ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に、上記2の（5）が確認できる資料を添付したうえで、3の（1）まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札参加資格申請に要する費用は、すべて入札者の負担とする。

イ 提出期限 令和6年5月21日（火）午後5時（郵送の場合は必着のこと）

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和6年5月24日（金）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月28日（火）午前11時00分

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）又は電子手続で行う場合は、令和6年5月27日（月）午後5時までに3（1）必着のこと）

イ 場所

岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁舎3階 304会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の（4）のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

（ア）規則第111条の予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

（イ）最低の金額をもって入札した者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

（ウ）落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は、原則として一回とする。ただし、入札者の中に郵便等又は電子手続による入札を行った者がある場合は、この限りでない。再度の入札を行った結果、落札者がいないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号に該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 3の(1)の承諾を得た場合に限り郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。
- また、落札者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。
- (7) 落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。
- (8) 詳細は、入札説明書による。